

1 利用の条件

- (1) 美咲町児童館（以下『児童館』という）の利用規約、児童館の決まり事を守り利用が出来ること。
- (2) 保護者が美咲町に住所を有していること。
- (3) 健康で日常生活に支障がないこと。
- (4) その他管理上支障が無く利用でき、町長が利用を認めた児童等。

2 利用申込みの方法

- (1) 児童館利用の児童について
美咲町児童館利用規約（以下規約とする）に同意し、「美咲町児童館利用申込書」に保護者が記入し、利用する児童館へ直接提出する。
なお、利用申込みに変更が生じた場合は、利用する児童館に変更を連絡する。

3 利用の方法

- (1) 放課後利用の児童について
放課後に直接児童館を利用する場合は、児童と保護者で、その日の児童館利用の確認を行い児童に利用カードを持たせ、来館後備え付けの利用者名簿に記名し利用する。
また、利用について変更が生じた場合には保護者が必ず児童館に連絡すること。
- (2) 上記以外の児童
開館時間中であれば、いつでも利用可能です。利用希望者は利用カードを持参し、備え付けの利用者名簿に記名し利用する。

4 学級閉鎖・休校等の対応について

以下の場合、臨時休館とする。

- (1) 警報・特別警報等、激甚災害が予想される事態に伴う休校等

警報（特別警報を含む）発令時は 児童館臨時休館

□町内小中学校及び学園において、臨時休校となった場合

※途中警報が解除されても、その日は開館はしない

□児童館来館後、警報が発令された場合

※放課後、児童館に来館してから警報が発令された場合は、臨時休館とする。保護者には早期の迎えを依頼する

*** 学校が休みの時（土曜日・学校振替休業日・長期休業中）**

□開館時間前に警報が発令されている場合

※途中警報が解除されても開館はしない

□児童館来館後に警報が発令された場合

※児童館に来館してから警報が発令された場合は臨時休館とする
早期の迎えを依頼する

※気象情報に注意し、早期のお迎えが出来る様に心がけてください。

- (2) 台風、地震等で施設が被害を受け、安全に利用が実施出来ない場合、または利用出来ないと予想される場合
- (3) その他児童の身体生命に危険が及ぶと予想される場合

以下の場合、感染拡大防止の観点から利用を禁止する。

- (1) インフルエンザ等の感染症の大規模な流行に伴い学級閉鎖、学年閉鎖、休校となったクラスの児童
- (2) 児童、若しくは同居の家族が、インフルエンザ等の感染症を発症している、または発症の恐れがある場合

5 利用時の傷病について

児童館利用中の傷病防止には、最善の注意を行っていますが、万一の発生時には、以下の通りに対応する。

- (1) 怪我に関しては、応急処置のみとする。
- (2) 病気に関しては、安静処置のみとする。
- (3) 症状が重篤と思われる場合は、保護者に連絡し、場合によっては許可を得た上、近隣医院の受診または救急車の手配を行う。

* 既往症、投薬の必要があれば、前もって知らせること。

※利用中に傷病の対応があった場合は、状況により早期の連絡をします。迎への対応ができるようにお願いします。

6 免責

利用児童または保護者の以下の行為により発生した損害に対し関しては、一切の補償を行わないものとする。

- (1) 児童の健康状態等に関して事前の相談や連絡がない状態で生じた損害等
- (2) 高価な物品や装飾品等の損傷や損失に関わる一切の問題
- (3) 児童が持ち込んだ玩具や文具の損傷や紛失に関わる一切の問題
- (4) 児童同士の物品や現金の貸し借りに関する一切の問題
- (5) 高額な現金の紛失
- (6) 児童館の管理外で発生した児童同士又は保護者同士のトラブル

7 保険加入

- (1) 万一の事故に備え、児童と職員を対象に、美咲町が児童安全共済制度に加入する。
- (2) 万一事故が生じた場合は、保険の範囲内で対応する。

8 事故責任等

- (1) 保険の対象を超える賠償請求をすることはできない。
- (2) 児童館は、事故発生後、速やかに町担当課に報告するものとする。

9 本規約の変更

この規約に定める事項のほか、運営上必要な事項は、町長が定めるものとする。

10 個人情報の取り扱い

申込書を通じて知り得た情報は児童館の運営に限り使用し、法令に基づく場合を除き、ご本人の事前の承諾無しには第三者には提供しない。

ただし、児童の生命身体に危険が生じると判断される場合は、捜査機関、医療機関などの他、その他の関係機関に限り情報を提供する。